

〈3〉中国における産業チェーン・サプライチェーン安全調査工作弁法について

- ― サプライチェーンの安全に関する損害評価の考慮事項の明示
- ― 商務部による調査対象関係当事者への質問等調査権
外国における実地調査権限

CISTEC 事務局

6月22日、中国商務部は国家安全法、対外関係法、反外国制裁法、対外貿易法及び産業チェーン・サプライチェーンの安全に関する國務院の規定等の規定に基づき、産業チェーン・サプライチェーン安全調査工作弁法を公布¹した（同日施行）。

これは、本年4月7日に公布、施行された、産業チェーン・サプライチェーンの安全に関する國務院の規定²の運用を定めるものである。

同規定は、中国における産業チェーン・サプライチェーン（以下「産業チェーン等」という。）の安全上のリスクを防止し、産業チェーン等のレジリエンスと安全の水準を高め、経済社会の安定と国の安全を守ることを目的として、国の責務、中国における産業チェーン等の調査等の情報収集活動を違法に行った組織・個人に対する措置の発動、中国の産業チェーン等に差別的禁止等の措置を講じた外国や国際機関、外国の組織及び個人等の当該措置に対し安全調査権限を有し、サービス貿易を含む貿易制限措置や投資制限措置等を行うことを可能としている。

今般の本弁法においては、産業チェーン等の安全調査に際しその安全に関する損害を評価する考慮事項や、中国国内企業や組織から商務部への調査開始の要求、商務部による調査対象の関係当事者への質問等調査権、商務部による外国での実地調査、損害の認定、調査の終了要件等を定めている。

なお、本弁法には、安全調査の発動要件や報復措置の内容も規定されているが、上位規定の産業チェーン・サプライチェーンの安全に関する國務院の規定の内容と同様であり、本弁法では安全調査の具体的な調査手順や要件が主な規定内容となっている。

1. 概要

本弁法において、新たに規定された、損害評価に係る考慮事項や、安全調査手続き、商務部による調査権限

¹「商务部公告 2026 年第 24 号 公布《产业链供应链安全调查工作办法》」（中華人民共和國商務部サイト政務公開・政策發布 2026 年 6 月 22 日）[別添](https://www.mofcom.gov.cn/zwgk/zcfb/art/2026/art_6203fd463c704de1bd870597f24bbcb4.html) ※ CISTEC 仮訳
https://www.mofcom.gov.cn/zwgk/zcfb/art/2026/art_6203fd463c704de1bd870597f24bbcb4.html

² CISTEC 解説（中国『産業チェーン・サプライチェーンの安全に関する國務院の規定』を公布 2026 年 4 月 13 日）https://www.cistec.or.jp/service/keizai_anzenhosho/china/data/20260413.pdf

等の概要は以下のとおりである。

①産業チェーン等の安全に関する損害評価事項（第4条）

商務部は、外国、その組織又は個人等が講じた措置や行為について、産業チェーン等の安全に関する損害を評価する際に、中国の産業チェーンに関わる安全、円滑な流動、国際競争力及び発展の潜在力等、その他の情況を考慮することができる。

【第4条要約】

(1) 国内外の要素の安全に対する影響

重要な物質、技術、資金、資産、データ、情報、人員、企業、プロジェクト等を含む

(2) 国内外の要素の円滑な流動に対する影響

物流、商流、人の流れ、資金の流れ、データの流れ、情報の流れ等を含む

(3) 産業チェーン等の国際競争力および発展の潜在力等の方面に対する影響

(4) その他の産業チェーン等の安全に影響を及ぼす情況

②中国国内法人等による商務部への安全調査開始の要求等（第5条～第7条）

中国国内法人、組織等は、外国、その組織又は個人等が講じた措置や行為について、産業チェーン等の安全を損ない、又はその可能性があり、安全調査を開始する必要があると認めた場合、商務部（又は省、自治区、直轄市の商務主管部門を通じて）に証拠、報告書等の書面資料を提出することができる。

商務部は実際の情況に基づいて、立件を決定し、立件公告を公表することができる。

③商務部による調査対象等の関係当事者への質問等調査権・実地調査（第8条、第10条、第11条）

商務部は、調査対象等の関係当事者に対し、質問、関連文書および資料の調査又は複製、手がかりの公開募集、アンケートの実施、標本調査、技術鑑定、公聴会の開催、実地調査等の方法を通じて調査を行うことができ、これに関係当事者は協力義務がある（第8条）。関係当事者は商務部に陳述、弁明を行うことができる（第11条）。

商務部は必要と認める場合、（関係国等が異議を申し立てた場合を除き）関係国等に赴き実地調査を行うことができる（第10条）。

④商務部による損害の認定・公告（第12条・第16条）

商務部は、調査等を通じて、損害の認定を行う。

【第12条・第16条】

(1) 調査対象が調査に協力せず、合理的な期限内に状況をありのままに報告せず、関連資料を提供しなかった場合、又はその他の方法で調査を著しく妨害した場合、商務部はすでに取得した事実および情報に基づいて認定を行うことができる（第12条）。

(2) 商務部は調査を通じて、調査対象となる措置または行為の我が国の産業チェーン・サプライチェーンの安全に対する損害について認定を行い、公告を発布する（第16条）。

⑤商務部による対外協議（第13条）

商務部は調査の過程において、調査対象となる措置又は行為について対外協議を行うことができる。

⑥調査中止・終了（第14条・第15条）

商務部は調査を中止、終了することができるが、中止に関しては「必要と認める場合」とされ、その内容は明らかではない。

調査の終了については、外国、その組織及び個人等が「我が国と解決案で合意に達している」という要件も規定されている。

【第 14 条・第 15 条】

(1) 商務部が必要と認める場合、調査を中止することができる（第 14 条）。

(2) 以下のいずれかの状況が生じた場合、商務部は調査を終了し、公告を発布することができる（第 15 条）：

- (一) 調査対象の国家、地域、組織、個人または国際組織がすでに調査対象となる措置または行為を取り消す、または調整し、我が国の産業チェーン・サプライチェーンの安全に対する損害または損害の脅威を停止した
- (二) 調査対象の国家、地域、組織、個人または国際組織がすでに我が国と解決案で合意に達している
- (三) 商務部が調査を終了できると認めるその他の状況

2. 留意点

本弁法では、産業チェーン・サプライチェーンの安全に関する国务院の規定では明示されていなかった調査手法として、関係国での実地の調査権限が規定されている。当該調査権限の規定においては、関係国が異議を申し立てた場合は除外されるものの、この行為が第 12 条で定める「調査対象が調査に協力せず」とされ、早々に産業チェーン等の安全を損なっているとして損害が認定されることも考えられる。さらに、第 8 条の質問等調査権においては、質問、資料の提出、公聴会等の調査手法の順序は必ずしも段階を踏む形にはなっておらず、直ちに実地調査を行うことも可能となっている。こうした規定により予見可能性が乏しい状況下での対応が必要になることも考えられ、本弁法の動向や本規定の運用状況について注視していくとともに、我が国政府当局等とも連携しつつ関連情報の収集を行っていくことが重要である。

以上

別添

※ CISTEC 仮訳

商務部公告 2026 年第 24 号 《産業チェーン・サプライチェーン安全調査工作弁法》の公布³

【発布団体】 合作司（対外投資・経済協力司）

【発布文書番号】 商務部公告 2026 年第 24 号

【発布期日】 2026 年 6 月 22 日

《産業チェーン・サプライチェーンの安全に関する国务院の規定》（国务院令第 834 号）を徹底して着実に実行し、産業チェーン・サプライチェーンの安全調査業務を実施し、我が国の産業チェーン・サプライチェーンの安全を守るため、商務部は《産業チェーン・サプライチェーン安全調査工作弁法》を策定した。今ここに公布し、公布の日より施行する。

商務部

2026 年 6 月 22 日

産業チェーン・サプライチェーン安全調査工作弁法

第一条 産業チェーン・サプライチェーンの安全調査業務を実施し、産業チェーン・サプライチェーンの安全リスクを防止し、産業チェーン・サプライチェーンの回復力と安全水準を向上させるため、《中華人民共和国国家安全法》、《中華人民共和国対外関係法》、《中華人民共和国反外国制裁法》、《中華人民共和国対外貿易法》、および《産業チェーン・サプライチェーンの安全に関する国务院の規定》等の規定に基づき、本弁法を制定する。

第二条 商務部は産業チェーン・サプライチェーンの安全調査業務に責任を負い、調査活動を実施する。

第三条 商務部は以下の状況における措置または行為に対して産業チェーン・サプライチェーンの安全調査を実施することができる。

（一）外国の国家、地域および国際組織が国際法および国際関係の基本準則に違反し、産業チェーン・サプライチェーンの方面で我が国に対して差別的な禁止、制限またはその他の類似措置を講じ、我が国の産業チェーン・サプライチェーンの安全を損なう行為を実施する、または実施に協力する；

（二）外国の組織、個人が正常な市場取引の原則に違反し、我が国の公民、組織との正常な取引を中断し、我が国の公民、組織に対して差別的措置を講じるまたはその他の行為を実施し、我が国の産業チェーン・サプライチェーンの安全に実質的な損害をもたらす、あるいは実質的な損害の脅威を生じさせる。

第四条 商務部は産業チェーン・サプライチェーンの安全にかんする損害を評価する際、以下の状況を考慮することができる：

（一）関係措置または行為の我が国の産業チェーン・サプライチェーンに関わる国内外の要素の安全に対する影響、これには重要な物質、技術、資金、資産、データ、情報、人員、企業、プロジェクト等が含まれる。

（二）関係措置または行為の我が国の産業チェーン・サプライチェーンに関わる国内外の要素の円滑な流動に対する影響、これには物流、商流、人の流れ、資金の流れ、データの流れ、情報の流れ等が含まれる；

³「商務部公告 2026 年第 24 号 公布《产业链供应链安全调查工作办法》」（中華人民共和国商務部サイト政務公開・政策発布 2026 年 6 月 22 日）https://www.mofcom.gov.cn/zwgk/zcfb/art/2026/art_6203fd463c704de1bd870597f24bbcb4.html

(三) 関係措置または行為の我が国の産業チェーン・サプライチェーンの国際競争力および発展の潜在力等の方面に対する影響；

(四) その他の産業チェーン・サプライチェーンの安全に影響を及ぼす情況。

第五条 国内の関係法人、組織等は、外国の国家、地域、組織、個人または国際組織の関係措置または行為が、我が国の産業チェーン・サプライチェーンの安全を損なうまたは損なう可能性があり、産業チェーン・サプライチェーンの安全調査を開始する必要があると認めた場合、商務部に証拠、報告書等の書面資料を提出することができる。

第六条 国内の関係法人、組織等は省、自治区、直轄市および計画単列都市⁴、新疆生産建設兵団の商務主管部門を通じて、商務部に証拠、報告書等の書面資料を提出することができる。

第七条 商務部は実際の情況に基づいて、立件を決定し、立件公告を公表することができる。

第八条 商務部は調査対象等の関係当事者への質問、関連文書および資料の調査または複製、手がかりの公開募集、アンケートの実施、標本調査、技術鑑定、公聴会の開催、実地調査等の方法を採用して調査を行うことができ、関係当事者は協力しなければならない。商務部は調査において、自発的に関連情報を収集することができる。

第九条 商務部は必要と認める場合、専門家諮問グループを設立ことができ、専門家諮問グループは調査中の関連する技術上および法律上の問題について助言的意見を提供することに責任を負う。専門家諮問グループの成員は調査関連の秘密に関わる資料、情報等を適切に保管し、相応の秘密保持責任を負わなければならない。

第十条 商務部が必要と認める場合、関係国、地域に赴き実地調査を行うことができる。関係国、地域が異議を申し立てた場合は除く。

第十一条 調査対象等の関係当事者は調査期間中に商務部に陳述、弁明を行うことができる。商務部は関係当事者に書面資料を提出または補足するよう求めることができる。関係当事者は自発的に書面資料を提出することもできる。

第十二条 調査対象が調査に協力せず、合理的な期限内に状況をありのままに報告せず、関連資料を提供しなかった場合、またはその他の方法で調査を著しく妨害した場合、商務部はすでに取得した事実および情報に基づいて認定を行うことができる。

第十三条 商務部は調査の過程において、調査対象となる措置または行為について対外協議を行うことができる。

⁴ (訳者注) 計画単列都市 (city specifically designated in the state plan) とは中国の行政区分で1級行政区 (省・直轄市・自治区) とほぼ同じ権限を持つ地方団体 (地方政府) の一つで、日本の政令指定都市に相当する。省級地方政府の下級政府である地級市のなかで、特別な権限を中央から与えられており、予決算権限を含む直接の交渉権を有する。参考：陳志勇・張忠任・金紅実「中国の財政体制改革と問題点」『総合政策論叢』第27号 (島根県立大学総合政策学会、2014年3月) http://hamada.u-shimane.ac.jp/research/32kiyou/10sogo/seisaku27.data/7_chinshiyu.pdf; 三宅康之「中国の新たな地方行政財政制度改革」(日本学術会議「アジアの大都市制度と経済成長に関する検討委員会」2012年7月12日) <http://www.scj.go.jp/ja/member/iinkai/daitoshi/pdf/siryoe6-1.pdf>

第十四条 商務部が必要と認める場合、調査を中止することができる。

第十五条 以下のいずれかの状況が生じた場合、商務部は調査を終了し、公告を発布することができる：

- (一) 調査対象の国家、地域、組織、個人または国際組織がすでに調査対象となる措置または行為を取り消す、または調整し、我が国の産業チェーン・サプライチェーンの安全に対する損害または損害の脅威を停止した；
- (二) 調査対象の国家、地域、組織、個人または国際組織がすでに我が国と解決案で合意に達している；
- (三) 商務部が調査を終了できると認めるその他の状況。

第十六条 商務部は調査を通じて、調査対象となる措置または行為の我が国の産業チェーン・サプライチェーンの安全に対する損害について認定を行い、公告を発布する。

第十七条 調査結果に基づいて、商務部は関係部門と共同で手順に従って我が国の産業チェーン・サプライチェーンの安全を損なう行為を実施した、または実施に協力した国、地域および国際組織に対して以下の措置を講じることができる：

- (一) これらと関係する貨物、技術の輸出入または国際サービス貿易を禁止または制限する；
- (二) これらと関係する活動に対して特別料金を徴収する；
- (三) 《中華人民共和国反外国制裁法》、《〈中華人民共和国反外国制裁法〉実施に関する規定》等に従って、本弁法第三条第一項に定める措置または行為の策定、決定、実施に直接または間接的に関与した組織、個人を報復リストに掲載し、報復措置を講じる；
- (四) その他の必要な措置。

第十八条 調査結果に基づき、商務部は関係部門と共同で我が国の産業チェーン・サプライチェーンの安全を損なう外国の組織、個人に対し以下の措置を講じることができる：

- (一) これらが我が国と関係する輸出入活動に従事するのを禁止または制限する；
- (二) これらが我が国の国内で投資するのを禁止または制限する；
- (三) 我が国国内の組織、個人がこれらと関係する取引、協力等の活動を行うことを禁止または制限する；
- (四) 関連する人員、交通輸送手段等の入国を禁止または制限する；
- (五) 関連する人員の我が国国内での就労、逗留または居留資格を取り消す、または制限する；
- (六) その他の必要な措置。

上記措置は外国の組織、個人が実質的に支配する、または設立、運営に関与している組織に適用することができる。

第十九条 我が国国内の組織、個人が商務部が本弁法の第十七条、第十八条の規定に従って講じた措置を実行しない場合、商務部は是正を命じ、関係部門と共同で状況を見て以下の措置を講じることができる：

- (一) これらが政府の調達、入札応札および関連する貨物、技術の輸出入または国際サービス貿易等の活動に従事するのを禁止または制限する；
- (二) これらがデータ、個人情報等を国外から受け取るまたは国外に提供するのを禁止または制限する；
- (三) これらが出国する、我が国国内に逗留・居留するのを禁止または制限する；
- (四) その他の必要な措置。

第二十条 商務部が必要と認める場合、本弁法第十七条、第十八条、第十九条等の規定に従って講じる措置について調整を行うことができる。

第二十一条 本弁法は商務部が解釈の責任を負う。

第二十二条 本弁法は公布の日より施行する。